

宮古島市立平良第一小学校 いじめ防止基本方針（R7.4.1改訂）

1 基本理念

- いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

宮古島市立平良第一小学校は、この基本理念の下、かけがえのない存在である児童一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいくこととする。

2 いじめの定義

基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通りとする。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

なお、こうしたいじめの態様の中で犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが必要である。

3 いじめの防止等のための組織

(1)名称 校内いじめ防止対策委員会

(2)構成員

＜校内構成員＞ 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、その他関係職員

＜校外構成員＞ 臨床心理士、スクールソーシャルワーカー、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

(3)活動内容

ア 学校いじめ防止基本方針の策定（見直しと再構築、学校評価への対応、HP 等での公表）

イ いじめ発見のための調査といじめ認定（毎月のアンケート、生徒指導委員会と兼ねて月1回開催）

ウ いじめ事案への対応や指導方針等の協議

エ 児童保護者地域に対する情報発信と意識啓発、重大事態への対応

4 「いじめの防止」について

◎「いじめ防止」の基本

すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、未然の防止の取組を行うことが、最も合理的で有効な対策である。また、いじめの起こりにくい学校にするためにまず、以下の3点を基本とする。

- 1 子ども達の良さを認め、「価値付け・勇気付け」を基本とした学校・学級経営にあたる。
- 2 小さな問題行動であっても、これらの行為を見逃すこと無く、「いじめ・問題行動見逃しゼロ」を学校全体で共通確認して、適切かつ毅然とした態度で指導を行う。
- 3 教職員が、子ども一人一人の大切さを自覚し、一人の人間として接する。

(1) 教職員

①学習指導の充実

- ・分かる授業作りに努め、一人一人が自己肯定感や自己有用感を高められる授業を実践する。
- ・学習規律の確立に努める。(チャイム席や立腰、話の聞き方等の学校全体での共通実践)

②道徳教育の充実

- ・「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的实践力を育成する。

③特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にすると心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育む体験的な学習活動を計画的に行う。
- ・委員会活動(平一っ子会議)など、児童が主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

④学級経営の充実

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、「人権の日」の取り組みや様々な機会を捉えて具体的に指導する。
- ・教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように不適切な言動に注意する。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気作りを心がける。
- ・全教育活動を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童一人一人が自己肯定感や自己有用感を高められるようにする。

⑤その他

- ・教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- ・人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ・効果的な校内研修の方法を工夫し、実施する。
- ・家庭、地域、関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。
- ・人権を大切にすると心、勤労観、職業観、ふるさとを愛する心などを就学前から系統的に育む。
- ・一人で抱え込まず、養護教諭、スクールカウンセラーや外部機関と組織で対応する。

(2) 児童

- ・「みんなちがって、みんないい」の考えのもと、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育む。
- ・子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ・他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会をすべての児童に提供し自己有用感を育む。また困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設け自己肯定感を高める。
- ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける(チクる)ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的

危害になることなどを学ぶ。

(3) 保護者（地域）

- ・児童の話に耳を傾け、児童の学校での様子を把握するとともに、家での居場所作りに努める。
- ・児童の基本的生活習慣の育成に努める。
- ・自己肯定感や自己有用感を育むことができるような体験活動の機会を積極的に設ける。
- ・携帯電話やインターネットの使用のルールを家庭で決める。
- ・地域での体験を通して、集団の一員としての自覚を育む。

5 「早期発見」について

◎早期発見の基本

①児童のささいな変化に気づくこと

②気づいた情報を確実に共有すること

③（情報に基づき）速やかに対応すること

児童の変化に気づかずにいじめを見逃したり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

(1) 教職員

①教師が豊かな感性で日頃から児童理解、観察に努める。

- ・いじめのサインを早期に発見する。
- いじめを早期に発見するためには、学級担任、教科担任等全教職員により、日常的に注意深く観察し情報の収集に努める。また、情報は必ず職員間で共有する。
- ・ノート、日記指導
- 児童の休み時間や放課後の課外活動の中での児童の様子に目を配り、個人ノートや日記などから、交友関係や悩みを把握する。
- ②児童との信頼関係を築くとともに、児童への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実
- ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を作る。
- ・毎月1回、学校生活アンケート【こころのアンケート】を実施する。
- ・定期的な教育相談を実施する（年間3回）
- ・家庭訪問、個人面談で児童の様子を把握する。
- ・自治会やPTA等に対し、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童の様子を報告してもらう。

(2) 児童

- ・どんな場合でも、いじめは絶対に許されないとの認識を強く持つ。
- ・いじめを受けた場合は、すぐに担任、保護者などの身近な人に相談する。
また、教職員や家族、友達等に直接話をするのをためらうような場合、「24時間いじめ相談ダイヤル」などを周知し活用する。
- ・自分以外の人がいじめを受けた場合もすぐに身近な人に知らせる。

(3) 保護者（地域）

- ・児童の様子を注意深く観察するとともに、何か変わった点があれば、すぐに学校へ相談する。
- ・子どもとの会話をできるだけ多くする。（一緒に食事を取るなど）
- ・「沖縄県いじめ対応マニュアル」の「家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント」を活用し、いじめの早期発見に努める。
- ・自治会やPTAは、いじめの早期発見のポイント等について周知し、児童の様子を報告してもらう。

【保護者のためのチェックポイント例】

- ☐交友関係の変化
- ☐体調の変化や表情の変化
- ☐服装の乱れや言葉遣いの変化
- ☐欠席状況、遅刻・早退の状況
- ☐持ち物の紛失や持ち物の変化
- ☐金銭の使い方の変化等
- ☐SNS の使い方の変化等

【地域のためのチェックポイント例】

- ☐公園などで一人の子を何人かで囲んだり、小突いたりしている。
- ☐スーパーやコンビニ等でジュースやお菓子を奢らせている。
- ☐登下校中に一人の子が他の子の荷物を持たされている。
- ☐道端や公園などで一人ぼつんとしている。

6 「いじめに対する措置」について

◎ 「いじめに対する措置」の基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
(管理職への報告と事実の確認) 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(1) いじめ被害者への対応

①教職員の対応

- ・潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努める。
- ・被害を受けた児童の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ・いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与えるように努める。
- ・良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ・学校生活の中で学級内の座席、係り活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ・いじめの事実のあったその日のうちに、関係児童ここに教育相談を行い、再度事実確認をする。家庭訪問や電話連絡等で迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ・いじめの事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図る。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合は、「組織」がいじめとして対応すべき事案かどうかを判断し、いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までこの組織が責任を持つ。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」と相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・通常考えられるいじめ対応は、この「組織」が行い(資料1)、いじめが「重大な事案」とされた場合には、宮古島市教育委員会からの判断に従って必要な対応を行う(資料2、3)。

- ・学校は、通報を受けたときや、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を宮古島市教育委員会に報告する。
- ・いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめの事案に係る情報は、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置などを行う。
- ・暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合は、速やかに止めることを最優先する。

②保護者の対応（子どもとの関わり）

- ・家庭における「子どもの居場所」を確保する。
- ・不安を除去し、安全の確保に努める。
- ・「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
- ・学校との連携を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
- ・ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
- ・自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。

（２） いじめ加害者への対応

◎基本的な姿勢

- 1 「いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為である」ことを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気を作成する。
- 3 励まし合い、助け合いによってよりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害児童との信頼関係の構築を図り、本人も自らの力で問題の解決を図れるように支援する。
- 5 教師は、どの児童も自らの行為を反省し、新しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導に当たる。

①教職員の対応

- ・いじめていた児童に対しては反省を促すよう指導するとともに、自ら謝罪したいという気持ちが抱けるまで、個別の関わりを継続的に持つ。
 - ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - ・いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
 - ・いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
- 【何があったのか・どんなことから・いつ頃からか・どこで・どんな気持ち・どんな方法で・誰が（複数なのか）等】
- ・不満、不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童の身になってよく考えさせ努力させる。
 - ・スクールカウンセラー等の外部機関を活用しての教育相談。
 - ・事実関係を聴取したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・子どもの良さも認め、親の思い・苦勞も受け止めねぎらいながら対応する。
 - ・事実関係を正確に伝え、学校の指導方針を示しながら具体的な助言をする。
 - ・教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す。

②保護者の対応

- ・いじめを徹底的に否定する話を、家庭でも一緒にする。
- 「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない。」
「あなたの気持ちは分かった。一緒に償う方法を考えよう」など。
- ・今まで以上に、子どもとの関わりを多く持つようにして、安心できる居場所作りに努める。

(3) いじめ傍観者への対応

- ①いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ②はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。

【傍観者指導のためのチェックポイント】

〈はやし立てる児童〉

- ☐はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。
- ☐被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

〈見て見ぬふりの児童〉

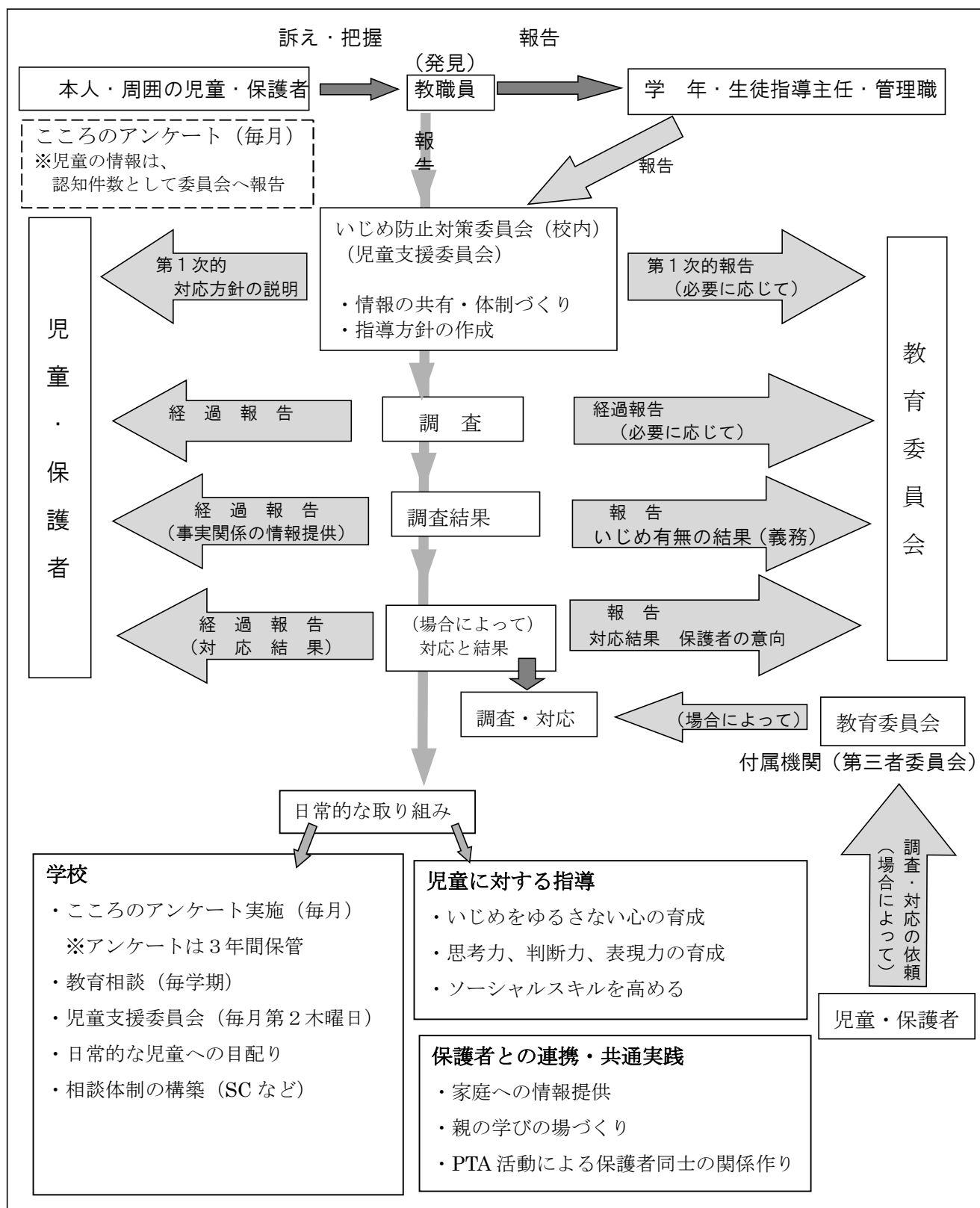
- ☐いじめは他人事ではないことを理解させる。
- ☐いじめを知らせる勇気を持たせる。
- ☐傍観は、いじめの行為への負担と同じであることを気づかせる。

〈学級全体への指導〉

- ☐「いじめは許されない」という断固たる教師の姿勢を示す。
- ☐いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。
- ☐傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。
- ☐自らの意思によって行動がとれるように指導する。
- ☐特別活動（クラス会議など）を通して、好ましい人間関係を築く。
- ☐学校行事を通して、学級の連帯感を高める。

「いじめ防止対策推進法」第23条いじめに対する措置（資料1）

【いじめ発生時の通常対応等のフロー図】



7 ネット上のいじめの対応

① ネットいじめについて

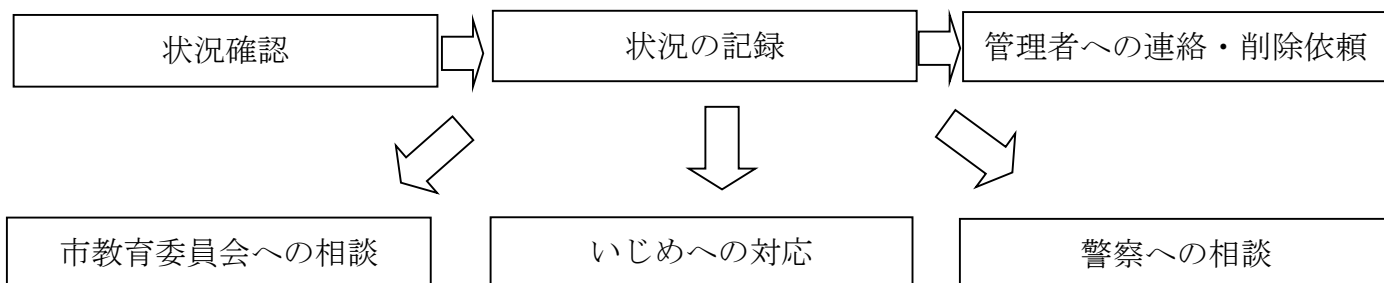
ネットいじめとは、「特定の児童を誹謗中傷する内容の文や画像を、不特定多数の者や掲示板等へ送信・掲載する」「特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする」「掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する」などであり、犯罪行為である。

② ネットいじめの予防

- ・フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発に努める。
- ・教科や学級活動、道徳、集会等における情報モラル教育の充実に努める。
- ・インターネットや SNS 利用に関する職員向け、保護者向けの研修会を実施。

③ ネットいじめへの対処

- ・被害者からの訴えや閲覧者からの情報により、ネットいじめの把握に努める。
- ・不当な書き込みを発見した時の手順



8 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

第1号【生命・心身・財産重大事事態】

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童が自殺を企図した場合等)

第2号【不登校重大事態】

いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合(転学))

※ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

(2) 重大事態の例

① 児童生徒が自殺を企図した場合

② 心身に重大な被害を負った場合

- | | | |
|-------------------------------------|------------------------|----------------------|
| ① リストカットなどの自傷行為。 | ② 暴行を受け、骨折した。 | ③ 投げ飛ばされて脳震盪。 |
| ④ 殴られて歯が折れた。 | ⑤ 刃物で刺されそうになった。 | ⑥ 心的外傷性ストレス障害と診断された。 |
| ⑦ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。 | ⑧ みんなの前で洋服を脱がせられ裸にされた。 | |
| ⑨ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散した。 | | |

③金品などの重大な被害を被った場合

- ①複数の児童生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ②私物を故意に壊された（スマートフォンを水に浸けられ壊された）

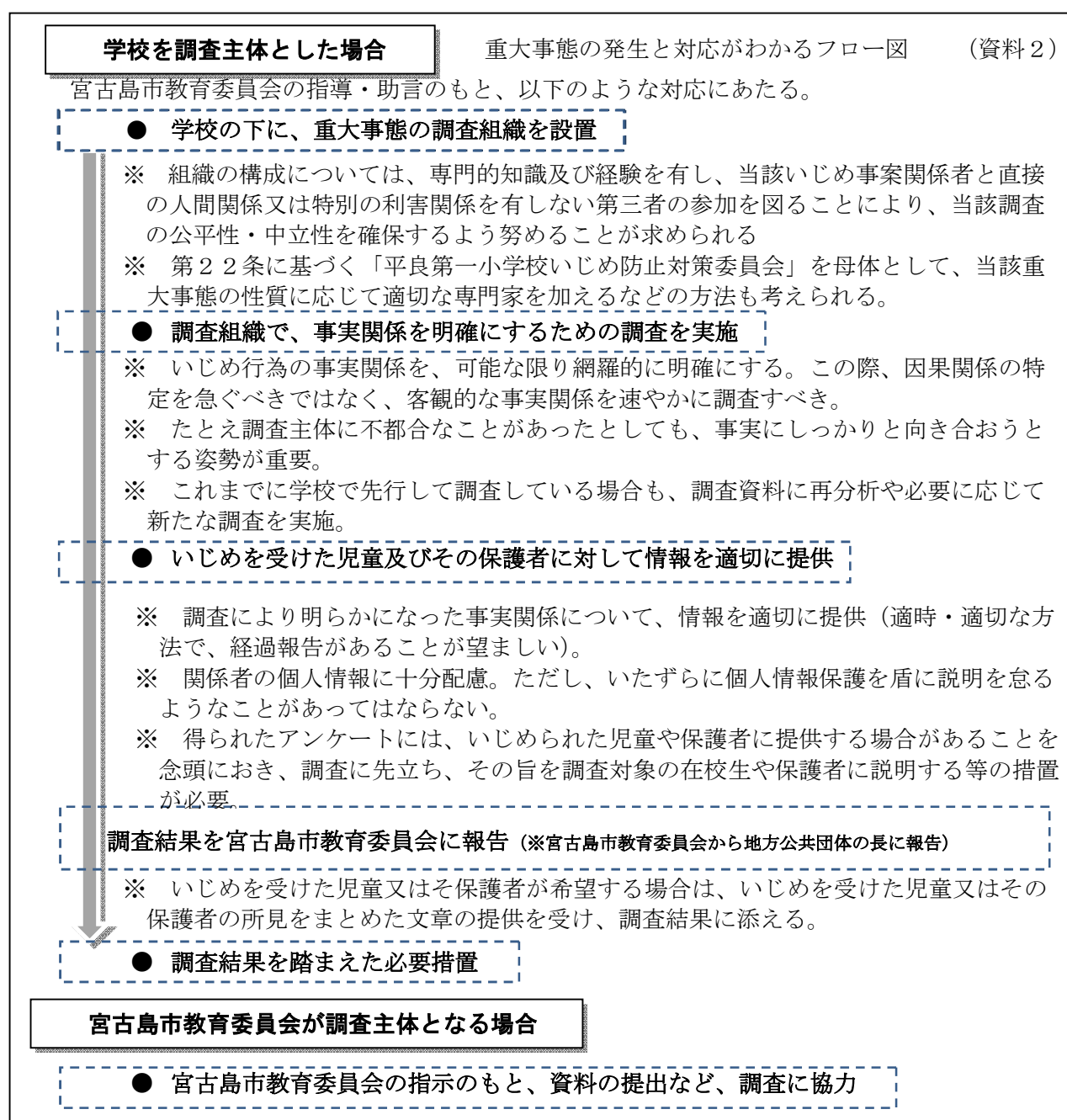
④いじめにより転学を余儀なくされた場合

- ①欠席が続く（重大事態の目安である30日に達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。

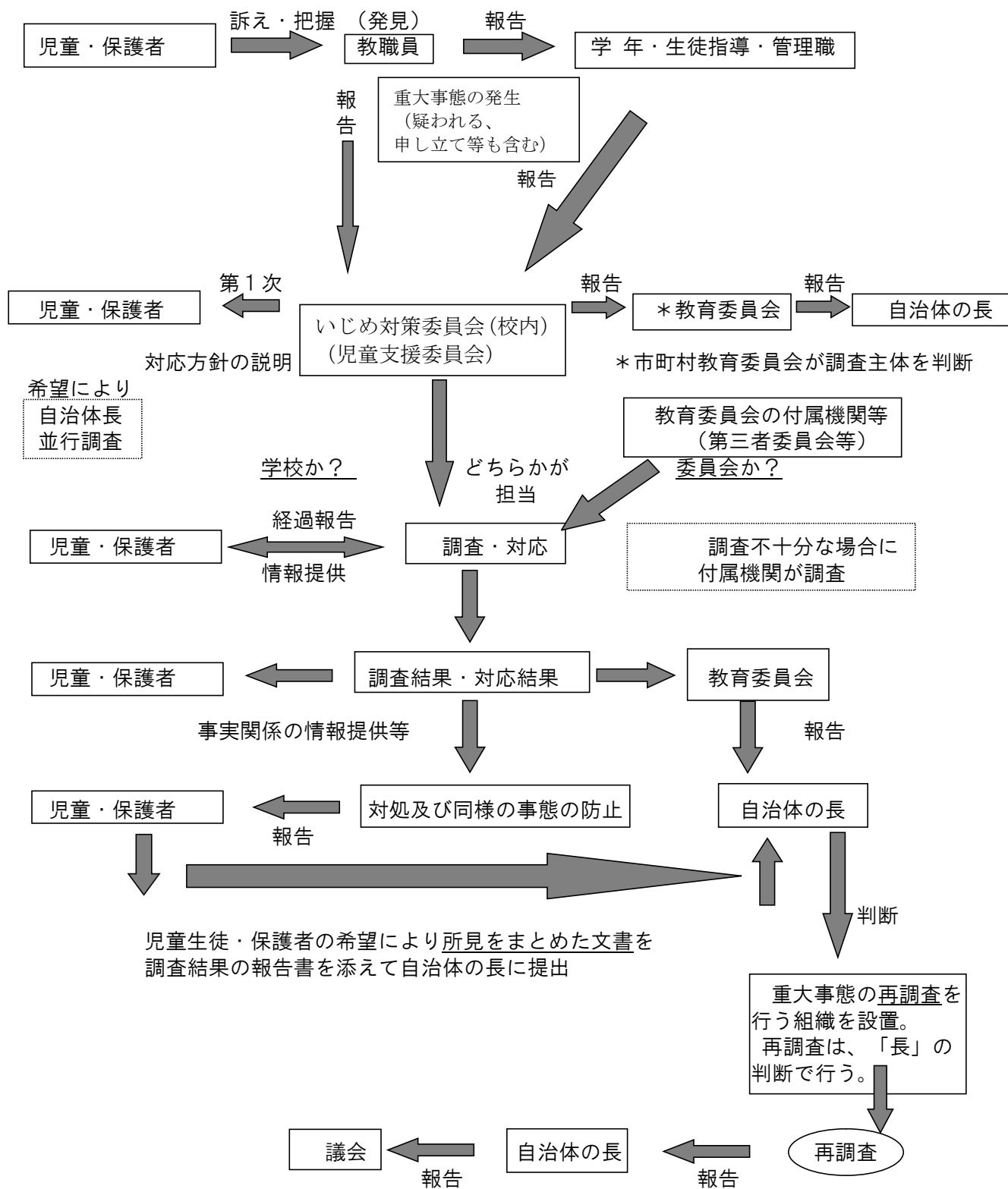
（3）学校における重大事態の対処

重大事態が起こった場合、速やかに宮古島市教育委員会に報告し、調査主体を（学校の設置者・学校）の判断を受ける。学校と判断された場合は「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

（資料2・3）



〔重大事態発生の事案対処等のフロー図〕



※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

9 年間計画の作成及び評価

(1) 年間計画

月	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	・対策委員会設置（基本方針の確認） ・いじめ防止基本方針の共通確認 ・職員会議（児童の情報共有） ・生徒指導部会	・学級開き学級ルールづくり（学級活動） ・WEBQU ・行事を通した人間関係づくり（1年生を迎える会） ・こころのアンケート	・学校の方針説明 ・児童の情報収集（家庭訪問・家庭環境調査票）
5	・対策委員会（アンケート結果の分析） ・職員会議（児童の情報共有） ・生徒指導部会	・行事を通した人間関係づくり（遠足・宿泊学習） ・こころのアンケート	・基本方針の説明（学級懇談会・PTA総会）
6	・対策委員会（教育相談週間の総括） ・職員会議（児童の情報共有） ・生徒指導部会	・教育相談週間 ・行事を通した人間関係づくり（修学旅行・平和集会） ・こころのアンケート	
7	・対策委員会（アンケートの結果分析） ・職員会議（児童の情報共有） ・生徒指導部会 ・取り組み点検	・学校評価の実施 ・こころのアンケート	・学校評価の実施 ・家庭との連携（保護者面談）
8	・対策委員会（教育相談週間の総括） ・職員会議（児童の情報共有）	・こころのアンケート	
9	・職員会議（児童の情報共有） ・生徒指導部会	・こころのアンケート	・学校評価の公表
10	・対策委員会（アンケートの結果分析） ・職員会議（児童の情報共有） ・生徒指導部会	・行事を通した人間関係づくり（運動会） ・こころのアンケート	
11	・職員会議（児童の情報共有） ・生徒指導部会	・こころのアンケート ・心ぼかぼか旬間	
12	・対策委員会（アンケートの結果分析、二学期の総括） ・職員会議（児童の情報共有） ・生徒指導部会 ・取り組み点検	・学校評価の実施 ・心ぼかぼか旬間 ・行事を通した人間関係づくり（学習発表会：隔年） ・こころのアンケート	・学校評価の実施
1	・対策委員会（教育相談週間の分析） ・職員会議（学校評価・取組点検結果） ・生徒指導部会	・教育相談週間 ・こころのアンケート ・WEBQU	
2	・対策委員会（アンケートの結果分析） ・職員会議（児童の情報共有） ・生徒指導部会	・行事を通した人間関係づくり（遠足） ・こころのアンケート	・学力向上推進報告会 ・家庭との連携（学級懇談会）
3	・対策委員会（一年間の総括） ・教育課程編成会議（来年度の計画） ・職員会議（児童の情報共有） ・生徒指導部会	・行事を通した人間関係づくり（6年生を送る会、卒業式） ・こころのアンケート	・学校評価の公表

(2) 評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその件数のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目

標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

1 0 PTA 及び関係機関等との連携について

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議委員会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

1 1 学校のホームページ等での公開

- ①本基本方針は、学校ホームページにて公開し、広く保護者、地域への理解を図る。
- ②随時取り組みの反省、評価をし、内容を改善した場合は、速やかに更新する。